

平成 29 年度徳島県地域職業訓練実施計画

平成 29 年 2 月 21 日

徳島県
徳島労働局
独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構徳島支部

第 1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

この計画は、徳島県における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施主体（※）が一体となって、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公的職業訓練の対象者数等を明確にするとともに、地域の職業訓練ニーズを踏まえた職業訓練受講の機会を十分に確保し、効率的かつ効果的に公的職業訓練を実施するための、必要な事項を定めたものである。

※公的職業訓練の実施主体は次の通りである。

公共職業訓練

・徳島県

・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部

求職者支援訓練

・徳島労働局

2 計画期間

計画期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

3 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第 2 労働市場の動向と課題等

1 労働市場の動向と課題

平成 28 年度の徳島県の雇用失業情勢は、平成 28 年 11 月の有効求人倍率は 1.40 倍（季節調整値）であり、平成 25 年 7 月から 1 倍台で推移し、「改善が進んでいる。」状況にある。

雇用失業情勢が改善傾向で推移し、職業訓練の受講希望者は減少傾向となっていることから、求人・求職者のニーズや状況に応じた的確な公的職業訓練の科目設定により、人材育成やミスマッチ解消に取り組む必要がある。

2 平成 28 年度における公的職業訓練をめぐる状況

(1) 平成 28 年 4 月から平成 28 年 12 月末現在で、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は 11,760 人、雇用保険受給者は 6,803 人。

(2) 平成 28 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

(平成 28 年 12 月末現在)

・公共職業訓練（施設内／離職者訓練）199 人

うち徳島県 14 人、ポリテクセンター徳島 185 人

・公共職業訓練（委託訓練／離職者訓練／徳島県）436 人

うち資格取得コース 60 人、知識等習得コース 350 人、建設人材コース 3 人、日本版デュアルシステム 19 人、母子家庭の母等の職業的自立促進コース 4 人

・公共職業訓練（在職者訓練）680 人

うち徳島県 384 人、ポリテクセンター徳島 296 人

・公共職業訓練（学卒者訓練／徳島県）142 人

- ・障がい者の態様に応じた多様な委託訓練

(短期委託訓練／徳島県) 23人

- ・求職者支援訓練 197人

(3) 平成28年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

(平成28年6月末修了者まで)

・公共職業訓練（離職者訓練）	施設内訓練	84.1%
	委託訓練	84.5%
・求職者支援訓練	基礎コース	63.3%
	実践コース	58.4%

※ 公共職業訓練は「雇用保険適用相当就職」、求職者支援訓練は「雇用保険適用就職」で就職率を算定している。

(「雇用保険適用相当就職」とは、雇用保険が適用される労働条件での就職。

「雇用保険適用就職」とは、雇用保険が適用される労働条件で就職し、かつ雇用保険資格取得確認がなされている就職。)

第3 計画期間中の公的職業訓練について

平成29年度においても、離職者を対象とする職業訓練は、産業界の人材ニーズや求職者の訓練受講ニーズに対応しつつ、介護等の人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野、地域の特色を活かした分野における人材育成に重点を置いて訓練を実施する。

併せて、さまざまな課題を抱える就職困難者に対するきめ細かな訓練や女性の活躍を促進するための訓練を実施する。

1 公共職業訓練（離職者訓練）について

(1) 施設内訓練に係る実施規模と分野

- ・平成29年度においては、14科目、366人（障がい者向け訓練を除く）の定員で実施する。
- ・これらの訓練受講者の就職率は80%を目指す。
- ・徳島県では、15歳以上の離職者を対象に訓練期間6か月の訓練を実施する。

施設名	定員	科目
西部テクノスクール	30人	設備施工科
合計	30人	1科目

- ・ポリテクセンター徳島では、雇用失業情勢及び事業主等の人材ニーズをもとに、雇用のセーフティネットとして早期に再就職するための訓練を実施する。

施設名	定員	科目
ポリテクセンター徳島	336人	<ul style="list-style-type: none"> ・テクニカルオペレーション科 ・同上（橋渡し訓練） ・テクニカルメタルワーク科 ・同上（橋渡し訓練） ・同上（短期デュアルコース） ・同上（橋渡し訓練） ・住宅リフォーム技術科 ・同上（橋渡し訓練） ・住環境計画科 ・同上（橋渡し訓練） ・同上（短期デュアルコース） ・電気設備技術科 ・同上（橋渡し訓練）
合計	336人	13科目

(2) 委託訓練に係る実施規模と分野

- ・徳島県は委託訓練を、11科目、640人の定員で実施する。
- ・これらの訓練受講者の就職率は78%を目指す。

訓練種別	コース	定員	科目
資格取得コース	2	75人	・介護福祉士科（2年）
知識等習得コース	30	507人	<ul style="list-style-type: none"> ・介護実務者研修科（6か月） ・介護初任者研修科（3か月） ・造園科（3か月） ・システム開発実践科（6か月） ・プログラミング技術科（6か月） ・テレオペレータ科（3か月） ・IT技能科（3か月） ・医療事務科（3か月） ・事務科（3か月）
建設人材コース	1	10人	・左官技能科（3か月）
日本版デュアルシステム	1	20人	・医療事務科（4か月）
育児等との両立に配慮した再就職支援コース	1	18人	・IT技能科（3か月）
母子家庭の母等の職業的自立促進コース	9	10人	<ul style="list-style-type: none"> ・IT技能科（3か月） ・介護初任者研修科（3か月） ・医療事務科（3か月） ・事務科（3か月）
合計	44	640人	11科目

※母子家庭の母等の自立促進事業は知識等習得コースおよび育児等との両立に配慮した再就職支援コースにおいて実施する。

2 公共職業訓練（在職者訓練）について

- ・在職者を対象に、既存の訓練施設、カリキュラムを活用して設定する提案型と、業界団体等からの要望により設定するオーダーメイド型の公共職業訓練を実施する。
- ・徳島県は提案型として、電気・建築・品質管理などのキャリアアップのための訓練を、19 コース、263 人の定員で実施する。
- ・オーダーメイド型については事業主の具体的な要望に基づき、その都度設定、実施する。

施設名	コース	定員	科目
中央テクノスクール	12	190 人	・機械技術科 ・電気環境システム科 ・木工技術科 ・理容科 ・美容科
南部テクノスクール	1	10 人	・自動車整備科
西部テクノスクール	6	63 人	・ボデーリペア科 ・住宅建築科 ・設備施工科
合計	19	263 人	9 科目

- ・ポリテクセンター徳島は、提案型として、30 コース、612 人の定員で実施する。
- ・オーダーメイド型については、事業主の具体的な要望に基づき、その都度設定、実施する。

施設名	コース	定員	科目
ポリテクセンター徳島	30	612 人	・テクニカルオペレーション科 ・テクニカルメタルワーク科 ・住宅リフォーム技術科 ・住環境計画科 ・電気設備技術科
合計	30	612 人	5 科目

3 公共職業訓練（学卒者訓練）について

- ・15 歳以上（一部 18 歳以上）の若者を対象に、機械技術・電気工事などの施設内訓練を実施する。

- ・徳島県は、11科目、255人の定員で実施する。

施設名	定員	科目
中央テクノスクール	140人	・金属技術科 ・機械技術科 ・電気環境システム科 ・木工技術科 ・理容科 ・美容科
南部テクノスクール	55人	・自動車整備科 ・塗装技術科
西部テクノスクール	60人	・ボデーリペア科 ・住宅建築科 ・電気工事科
合計	255人	11科目

4 障がい者等に対する公共職業訓練について

- ・身体・知的・精神・発達障がい者等を対象に訓練を実施する。
- ・徳島県は、24科目、51人の訓練定員で実施する。

訓練種別	定員	訓練月数・科目
知識・技能習得訓練	20人	3か月・2科目
実践能力習得訓練	20人	1～3か月・15科目
e-ラーニング	5人	1～3か月・1科目
特別支援学校等早期委託訓練	6人	1～2か月・6科目
合計	51人	24科目

5 求職者支援訓練について

(1) 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、訓練認定規模520人を上限とし、非正規雇用労働者、自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう325人程度に訓練機会を提供する。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで55%、実践コースで60%を目指す。

(2) 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎コースと実践コースを設定する。

その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者等である対象者について、その特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

本計画における訓練認定規模は、基礎コース 230 人、実践コース 290 人とし、新規参入枠は基礎コース 20%、実践コース 20%を上限とするが、地域枠については全て新規参入枠とすることも可能とする。

以上のことを勘案して、本計画における求職者支援訓練について、認定規模を次表のとおり設定する。

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	年度計	
基礎コース	80 人	50 人	50 人	50 人	230 人	
実践コース	100 人	50 人	55 人	35 人		290 人
介護系	30 人	20 人	10 人	10 人	70 人	
医療事務系	15 人	10 人	10 人	15 人	50 人	
情報系	15 人		15 人		30 人	
その他	40 人	20 人	20 人	10 人	90 人	
地域枠	50 人					
合 計	520 人					

※その他は、成長分野（農業、環境、観光など）等。

注1 認定申請が少ない等により、認定コースの定員数が上限値を下回った場合の余剰定員

(1) ある認定単位期間において認定数が認定上限値を下回った場合の余剰定員は、同一年度の次期以降の認定単位期間の同地域・同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用することも可能。

(2) 設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定されなかった場合の定員は、同一認定単位期間の「その他」分野に振替可能。

注2 一度認定されたものの開講されずに中止となった訓練コース分の余剰定員

(1) 受付期間中・受付期間終了後のコースの認定上限値を変更することは不可。認定申請の受付開始前に認定上限値を変更して公示できる場合、同一年度内の同一分野に活用できる。

注3 開講された訓練コースにおける定員未充足による余剰定員

(1) 振替、繰越しは不可。

注4 繰り越した余剰定員についての第4四半期における取扱い

(1) 訓練コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止コースの繰越し分について、第4四半期においては基礎コースと実践間の振替や他分野への振替を可とする。

注5 徳島労働局における、平成28年度求職者支援訓練「地域枠」の取扱いの詳細については、次のとおりとする。

- (1) 平成28年11月現在、締結自治体は8自治体(鳴門市、名西郡神山町、三好市、阿南市、美馬市、吉野川市、小松島市、海部郡牟岐町)のため、平成29年度は全ての締結自治体に地域枠の設定をすることが出来なくなることから、締結自治体に対し出来る限り早い機会に、地域枠設定希望の有無を確認することとする。
- (2) 地域枠により開講を希望する訓練科、及びその開講時期と認定規模を決定した締結自治体は、速やかに別添「求職者支援訓練「地域枠要望」調査票(以下「調査票」という。)」を労働局に対し提出する。労働局は、調査票を受理した場合、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部に速やかに情報提供することとする。地域枠の設定・認定は、調査票の記載に基づきなされることとする。
- (3) 具体的な設定は、調査において「1. 今後誘致する企業、事業拡張する管内企業の具体的なニーズに基づき要望するもの」、「2. 1以外の事情で、地方創生の観点から要望するもの」のいずれかによるものであることとする。
- (4) 地域枠は年間の認定規模総数のみ計画に記載し、四半期ごとの認定規模は設定しない。訓練施設に対し明示する当該期の認定規模は「50-前期までに認定した累計数」とする。
- (5) 地域枠に係る訓練施設に対する周知は、四半期ごとに機構徳島支部が実施する「求職者支援訓練に係る説明会」において、労働局職員が実施する。

注6 徳島県においては、四半期毎に求職者支援訓練を認定する。具体的な定員及び認定申請受付期間については、徳島労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部のホームページで周知する。

第4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

1 関係機関との連携

徳島県、徳島労働局、及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部が連携し、徳島県内における職業訓練ニーズに応じ、必要な訓練を総合的かつ一体的に企画立案、実施するとともに、公的職業訓練の実施主体と公共職業安定所が連携し、訓練から就職までを一貫して支援する。

また、有識者、産業界、教育訓練機関、労使団体等（以下「関係機関」という。）との連携を図り、地域に根ざした産業人材の育成拠点としての職業能力開発機関として、情報発信・就職支援などの機能の充実・強化を図る。

2 徳島県地域訓練協議会の開催について

平成 29 年度においてもこれまでと同様に、徳島県地域訓練協議会を開催して、関係機関の連携・協力の下に、徳島県の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。地域訓練協議会において、協議を行うに当たっては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

また、公共職業訓練の実施主体は、公共職業訓練を実施するに当たって、公共職業安定所や関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

3 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施について

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

このほか、公的職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、徳島県地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

第 5 その他平成 29 年度実施事業

1 地域創生人材育成事業の活用について

徳島県が有する全国トップクラスの光ブロードバンド環境を最大限に活かし、従来の公的職業訓練の枠組みでは対応できない「徳島ならではの」新たな人材育成を行うことにより、人材の確保を図る。

- ・ 訓練形態は雇用型訓練を主体とするが、一部非雇用型訓練も実施する。
- ・ 雇用型訓練については、訓練実施施設が受講者を期限付きで雇用した上で、職業訓練を実施し、訓練修了後の正規雇用を目指す。
- ・ 非雇用型訓練については、訓練実施施設と徳島県、徳島労働局および公共職業安定所が連携して、訓練から就職までを一貫して支援する。

- ・具体的な訓練の内容は次のとおりとする。
 - ① 具体的な地域活性化プランを練り上げる「強いブランドの確立」と「強い営業力」をもった人材の育成
 - ア 地域活性化コーディネーターの育成
 - イ 地域ブランド発信アドバイザーの育成
 - ウ 地域農業振興アドバイザーの育成
 - ② ICT 関連の技術をもったクリエイティブ人材の育成
 - エ WEB 技術者（プログラマー、コーダー）の育成
 - ③ 実践的で雇用に直結した人材育成による優秀なオペレーター
 の育成
 - オ コールセンター・データセンターオペレーター
 の育成
 - ④ テレワークを活用した「新しい働き方」をコーディネートする専門性の高い人材の育成
 - カ テレワーカーの育成

2 地域の関係機関の協働（地域レベルのコンソーシアム）による職業訓練コースの開発及び検証実施事業について

地域の人材ニーズ等を踏まえた職業訓練コースを開発するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部において、徳島県、徳島労働局、企業・事業主団体、労働組合、工業高校及び民間教育訓練機関等によるネットワークを組織し、企業・事業主団体が求める知識・能力を職業訓練に取り込む連携体制を構築（地域コンソーシアム）しつつ、次の①及び②に掲げる職業訓練コースの開発等を行う。

① 離職者向け職業訓練コースの開発及び検証

地域の人材ニーズ等を踏まえた、より就職可能性を高めるための離職者向け職業訓練コースを開発する。開発した職業訓練コースについては、委託訓練の実施を通じた訓練カリキュラムの検証を行うこととし、その結果を踏まえてモデルカリキュラムとして取りまとめる。

② 在職者向け職業訓練コースの開発

地域の企業・事業主団体等の人材育成ニーズを踏まえた在職者向け職業訓練コースを人材育成研究会のスキームを活用して開発する。